

島根県公共事業再評価 対応方針（案）

作成日 令和5年6月

番号	事業概要・事業主体等	事業の進捗状況	事業採択時の状況及び社会情勢の変化等	事業効果	環境への配慮 事業を中止した場合の影響	今後の県の方針案
	(事業概要) (事業主体の根拠)	(事業採択・着手・完了予定年度、経過年数) (進捗状況と今後の見込み)	(事業導入の経緯・目的) (事業を取り巻く社会情勢) (事業に対する地元情勢・計画の熟度)	(費用対効果) (コスト削減・代替案等) (その他の効果)	(生活環境・自然環境への影響) (事業を中止した場合の影響)	(継続・中止)
22	<p>(事業名・地区) 旭が丘地区事業関連連携砂防等事業</p> <p>(事業位置) 出雲市多久町</p> <p>(事業費) 373,000 千円</p> <p>(事業概要) 地すべり被害の防止 指定区域面積 12.34ha 横ボート・ゲラウンド アーカー・地山補強</p> <p>(事業主体の根拠) 地すべり等防止法第7条 都道府県知事による地すべり防止工事の施工・区域の管理 (再評価区分) ⑥社会情勢の変化等により知事が必要と認める事業</p> <p>(担当部課名) 土木部砂防課</p>	<p>(事業採択・着手・完了予定年度、経過年数) 事業採択年度:2019(R1)年度 用地着手年度:2020(R2)年度 工事着手年度:2020(R2)年度 完了予定年度:2026(R8)年度 経過年数:5年</p> <p>(進捗状況と今後の見込み) 令和5年当初までの事業費で進捗率を記載 進捗率:58% 用地:33% 工事:59%</p> <p>令和8年度完了予定</p>	<p>(事業導入の経緯・目的) 本地区は古くからの住宅密集地であり、斜面崩壊、亀裂拡大及び既設構造物の変状拡大等の地すべりが顕在化しているため、平成30年に地すべり防止区域に指定した。市道の沈下や家屋にも被害が及んでおり、地元住民の不安も強いことから、早急に区域内の地すべり対策事業を実施し、民生の安定を図る。 また、令和元年より個別補助事業へ移行し事業を実施している。 (事業を取り巻く社会情勢) 当事業を行うことは、地域住民が安心・安全に過ごせる生活基盤の確保はもとより、交通・流通基盤の保全の役割も担っており、地域経済の安定にも大きく寄与するものと期待される。 事業採択当時から現在にいたるまで周辺の土地利用等大きな変化はない。保全対象として人家47戸、市営団地4棟、国道431号、市道が含まれ事業(対策)の必要性が高い。 (事業に対する地元情勢・計画の熟度) 市の重点要望箇所にも挙がっており、市民の生命・財産を守る観点より早期完成を熱望されている。</p>	<p>(費用対効果) b/c=8.22</p> <p>(コスト削減・代替案等) ①再生資源の積極的な利用を行い、コスト削減を図る。 ②建設発生土を他事業に活用することによりコスト削減を図る。 ③優先度の高い地すべりブロックから効果を確認しながら段階的に必要最小限の対策を実施することで、コスト削減を図る。</p> <p>(その他の効果) ・インフラの保全(国道、市道) ・地域における人口減少の歯止め ・土砂災害に対する地域住民の不安の軽減</p>	<p>(生活環境・自然環境への影響) 環境配慮の取組状況 ・共通配慮事項 別添『取組シート』のとおり</p> <p>(事業を中止した場合の影響) 現在でも地すべりによる被害が発生している箇所があり、事業を中止した場合、18箇所のブロックで地すべりの可能性が残り、それらのブロック内やその周辺において甚大な被害が発生する可能性がある。 また、地すべりが発生して斜面下方を流れる1級河川苅藻谷川に土砂が閉塞・氾濫し、その上下流にある人家や道路等にまで被害が拡大するおそれがある。</p>	<p>(方針案) 継続</p> <p>(継続・中止の理由) 降雨時に地すべり活動が活発化し、未対策ブロックでは人家や道路などに被害が発生している状況である。未対策ブロック内やその周辺には未だ多くの人家や事務所、耕地、道路などが存在し、このまま放置すると被害が拡大するおそれがある。 この地域における安定した生活基盤を確保し、民生の安定を図るためにも、地すべり対策事業の継続が必要である。</p>

**事業間連携砂防等事業（道路保全対策）**  
**旭が丘地区事業間連携砂防等事業**  
**（出雲市多久町）**

**旭が丘地区 地すべり対策事業平面図**



**【事業目的】**  
 対策施設の整備により、人家47戸、市営団地4棟、国道431号（第一次緊急輸送道路）、市道を保全し、住民の安心・安全を確保する

**【事業概要】**  
 事業採択年度：令和元年度  
 総事業費：373,000千円  
 B/C：8.22  
 対策工法：横杭・リング工・グラウト・アンカー工・地山補強工

**地すべり防止区域 A=12.34ha**  
 （国土交通省告示第912号平成30年7月11日）



- 凡例
- 対策済ブロック
  - R5対策ブロック
  - 未対策ブロック
  - 地すべり防止区域
  - 被害区域

林野庁所管  
 多久地区地すべり区域（追加）  
 （H14.6.26指定 1.46ha）

